

【注意事項】

1. 購入後の申請は助成対象外です。
2. 「医師による確認書」の証明を受けた日から6か月以内に申請書を提出してください。
3. 医療費控除を検討される場合には、「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要となりますので、受診時に補聴器相談医にご相談ください。
4. 助成金の交付から5年を経過するまで、再度の申請はできません。
5. 補聴器購入後に別途発生した修理費やメンテナンス費用は助成の対象外です。
6. 他自治体から港区へ転入してきた等の理由で、港区で住民税が確認できない場合は、他自治体で発行した非課税証明書を提出していただく必要があります。

補聴器コラム

■補聴器をつけたら「聞こえのトレーニング」が大切です！ 使い始めは「不快」が当たり前。

「難聴」とは、「脳」に伝わる音の刺激が弱くなってしまった状態です。補聴器の役割は、入ってきた音を増幅させて、聞き取りに必要な音の刺激を脳に送ることです。しかし、かければすぐに見えるようになるメガネと違い、補聴器はつければすぐに聞こえるようになるわけではありません。難聴の脳は音の刺激が少ないことに慣れてしまっているため、補聴器で聞き取りに必要な音量の音が伝わると、「うるさい!」「余計な音だ!」と感じてしまうのです。そこで大切なのが、聞き取りに必要な音量でも聞き続けられる脳に変化させるためのトレーニングです。家族や友人などと会話したり、日常生活を制限せずに、積極的に外出や趣味などを楽しんで、さまざまな音を意欲的に聞くことを心がければ、音を認識する能力もアップします。

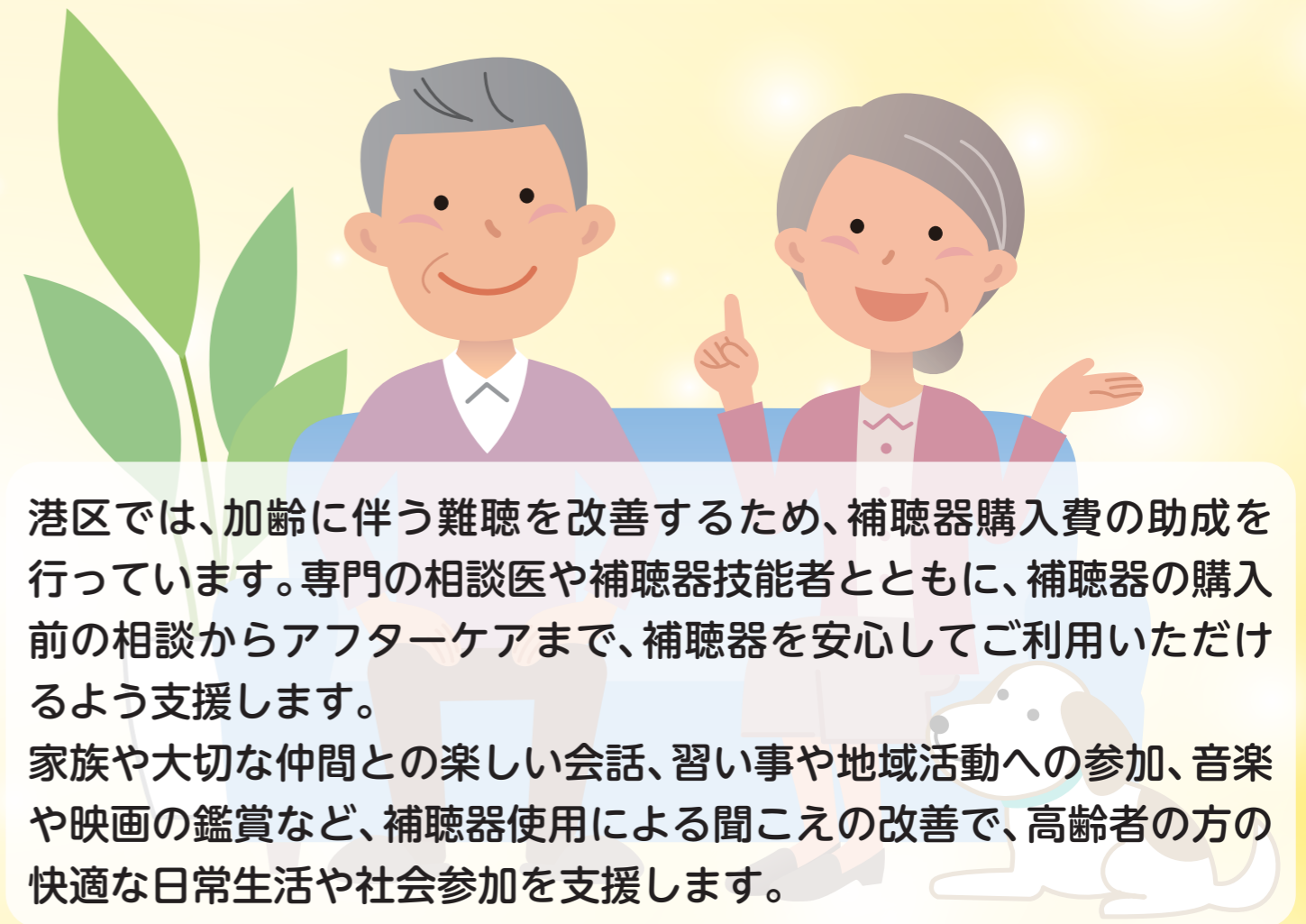
■補聴器ライフは定期的な「聴力検査」と補聴器の「お手入れ」が重要

補聴器のトレーニングは3ヶ月程度が一般的ですが、トレーニングの効果を維持するためには、定期的な聞こえの状態を確認することが大切です。自分では調子がいいと思っても、医師の定期検査は必ず受けるようにしましょう。また、補聴器は、精密機器のため、購入後のメンテナンスが大切です。購入した販売店へ行き、定期的な点検と聞こえの検査を行いましょう。

※当コラムは、一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会ホームページ (<http://www.jibika.or.jp/owned/hwel/>) から転載しています。



高齢者補聴器購入費 助成のご案内



港区では、加齢に伴う難聴を改善するため、補聴器購入費の助成を行っています。専門の相談医や補聴器技能者とともに、補聴器の購入前の相談からアフターケアまで、補聴器を安心してご利用いただけるよう支援します。家族や大切な仲間との楽しい会話、習い事や地域活動への参加、音楽や映画の鑑賞など、補聴器使用による聞こえの改善で、高齢者の方の快適な日常生活や社会参加を支援します。

相談窓口

	各総合支所区民課保健福祉係	各高齢者相談センター
芝	☎ 3578-3161 FAX 3578-3183	☎ 5232-0840 FAX 5446-5857
麻布	☎ 5114-8822 FAX 3583-0892	☎ 3453-8032 FAX 3453-6269
赤坂	☎ 5413-7276 FAX 3402-8192	☎ 5410-3415 FAX 5410-3417
高輪	☎ 5421-7085 FAX 5421-7613	☎ 3449-9669 FAX 3449-9668
芝浦 港南	☎ 6400-0022 FAX 5445-4590	☎ 3450-5905 FAX 3450-5909

発行

港区役所 高齢者支援課 在宅支援係 〒105-8511 港区芝公園1-5-25

☎03-3578-2400~2406 FAX03-3578-2419

発行番号：2023017-3721

申請から助成までの流れ

1 申請書等を取得する

- 総合支所または高齢者相談センターの窓口で相談のうえ、申請書等を取得する《お渡しする書類》：
 - ①申請書（三枚複写）
 - ②協力医療機関一覧および補聴器販売店一覧
 - ③返信用封筒（申請書送付用）



2 補聴器相談医を受診する

- 申請書を持って、協力医療機関で、医師の診断を受ける
- 補聴器が必要と認められた場合には、「医師による確認書」（申請書下段）に証明をもらう



3 販売店で補聴器購入相談・見積書を取得する

- 認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店^(※)で相談、補聴器の調整や試聴を行い、購入する補聴器の見積書を作成してもらう

※助成対象となる販売店は（公財）テクノエイド協会の補聴器販売店検索システムに掲載されている認定補聴器技能者が在籍する店舗に限ります。なお、港区外の販売店も対象となります。

補聴器販売店検索システム



<https://www3.techno-aids.or.jp/CU/map/>

4 必要書類を区へ提出する

- 購入することが決まったら、港区高齢者支援課在宅支援係まで下記を郵送する《提出物》：
 - ①申請書（「医師による確認書」の欄に証明のあるもの）
 - ②見積書（写し可）



5 助成金交付決定通知書が届く

- 高齢者支援課で提出された書類を確認し、助成決定通知書・助成金請求書をお送りします

6 補聴器を購入する

- 助成決定通知が届いた後に、見積書を取得した販売店へ行き補聴器を購入する《持ち物》：
 - ①助成金交付決定通知書
 - ②助成金請求書（下欄の「請求及び受領委任状」を記入し、補聴器販売店へ提出）
 - ③自己負担金（補聴器購入費から助成額を差し引いた額）
※原則、助成金は区から販売店へ支払われます。



助成要件

対象者（以下の①～③の要件すべてを満たす方）

- ① 港区に住所がある60歳以上の人
- ② 区が指定する医療機関（補聴器相談医在籍）の医師が補聴器装用を必要と認めた人
- ③ 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない人

対象機器 管理医療機器としての補聴器本体（片耳1台分）とその付属品

※付属品は電池（最小単位）、充電器およびイヤモールドに限ります。

助成額 補聴器購入額（上限137,000円）

ただし、住民税課税の人は補聴器購入額の1/2（上限68,500円）

ポイント1 「補聴器相談医」の受診

補聴器相談医とは、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した医師です。聞こえが不自由を感じるようになった人に対し診断・治療を行い、補聴器が必要かを診断するとともに、補聴器購入後も認定補聴器技能者と連携し、経過観察と適切な使い方の指導をします。

港区の助成制度では、補聴器相談医の受診を要件としています。

※申請窓口で「協力医療機関一覧」を配付しています。

ポイント2 「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入

認定補聴器技能者は、補聴器に関する正しい知識と技能を持った、「補聴器のエキスパート」です。

補聴器の使用目的、使用環境、希望価格等について相談に応じ、補聴器の調整や効果の確認、使用指導を行います。

補聴器相談医の受診同様、港区の制度では、「認定補聴器技能者」が在籍する店舗での購入を要件としています。

※店舗は、公益財団法人テクノエイド協会の補聴器販売店検索システム（左頁QRコード参照）で確認するか、区にお問い合わせください。

ポイント3 補聴器販売店での相談

★補聴器の使用目的をしっかり伝えましょう

どんな時に聞こえにくく、日常生活でどのような不自由を感じているのか、補聴器をどのように使用したいのかを伝えましょう。認定補聴器技能者の適切な助言に繋がります。

★購入前に補聴器の貸し出しを受け、試聴しましょう

購入予定の補聴器販売店で、補聴器の試聴をし、調整を受けてください。装用初期に必要なトレーニングのイメージをつかみましょう。

★一人で決めずに家族や友人等に相談しましょう

補聴器は高額なものです。予算を伝え、一人では決めずにご家族などとよく相談して購入しましょう。